

事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針の一部を改正する告示案新旧対照表

改正案	現行
第三 事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置 事業主は、第二の基本的考え方に基づいて、特に、次の点について適切な措置を講ずるべきである。 一 短時間労働者の適正な労働条件の確保 (一) 労働条件の明示 イ 事業主は、短時間労働者に係る労働契約の締結に際し、当該短時間労働者に対して、労働基準法の定めるところにより、次に掲げる労働条件に関する事項を明らかにした文書を交付するものとする。 (イ) (二) (略) (一) (ホ) 退職（解雇の事由を含む。） (ロ) (略) (一) (二) (四) (略) (一) (五) 期間の定めのある労働契約 事業主は、短時間労働者のうち期間の定めのある労働契約（以下この(五)において「<u>有期労働契約</u>」という。）を締結するものについては、労働基準法に基づき定められた有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準（平成十五年厚生労働省告示第三百五十七号）の定めるところにより、次に掲げる措置を講ずるものとする。	第三 事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置 事業主は、第二の基本的考え方に基づいて、特に、次の点について適切な措置を講ずるべきである。 一 短時間労働者の適正な労働条件の確保 (一) 労働条件の明示 イ 事業主は、短時間労働者に係る労働契約の締結に際し、当該短時間労働者に対して、労働基準法の定めるところにより、次に掲げる労働条件に関する事項を明らかにした文書を交付するものとする。 (イ) (二) (略) (一) (ホ) 退職 (ロ) (略) (一) (二) (四) (略) (一) (五) 期間の定めのある労働契約 イ 事業主は、期間の定めのある労働契約の更新により一年を超えて引き続き使用するに至った短時間労働者について、労働契約の期間を定める場合には、当該期間をできるだけ長くするよう努めるものとする。ただし、当該期間は一年（満六十歳以上の短時間労働者との契約については三年）を超えないものとする。

イ 契約締結時の明示事項等

(イ) 事業主は、有期労働契約の締結に際し、短時間労働者に対して、当該契約の期間の満了後における当該契約に係る更新の有無を明示するものとする。

(ロ) (イ)の場合において、事業主が当該契約を更新する場合がある旨明示したときは、事業主は、短時間労働者に対して、当該契約を更新する場合又はしない場合の判断の基準を明示するものとする。

(ハ) 事業主は、有期労働契約の締結後に(イ)又は(ロ)に規定する事項に関して変更する場合には、当該契約を締結した短時間労働者に対して、速やかにその内容を明示するものとする。

ロ 雇止めの予告

事業主は、有期労働契約（雇入れの日から起算して一年を超えて継続勤務している短時間労働者に係るものに限り、あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。ハの(ロ)において同じ。）を更新しないこととしようとする場合には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の三十日前までに、その予告をするものとする。

ハ 雇止めの理由の明示

(イ) ロの場合において、事業主は、短時間労働者が更新しないこととする理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付するものとする。

(ロ) 有期労働契約が更新されなかった場合において、事業主は、短時間労働者が更新しなかった理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付するものとする。

ニ 契約期間についての配慮

ロ 事業主は、期間の定めのある労働契約の更新により一年を超えて引き続き短時間労働者を使用するに至った場合であつて当該労働契約を更新しないときは、少なくとも三十日前に更新しない旨を予告するように努めるものとする。

事業主は、有期労働契約（当該契約を一回以上更新し、かつ雇入れの日から起算して一年を超えて継続勤務している短時間労働者に係るものに限る。）を更新しようとする場合においては、当該契約の実態及び当該短時間労働者の希望に応じて、契約期間をできる限り長くするように努めるものとする。

(六) 解雇の予告

イ 事業主は、短時間労働者を解雇しようとする場合においては、労働基準法の定めるところにより、少なくとも三十日前にその予告をするものとする。三十日前に予告をしない事業主は、三十日分以上の平均賃金を支払うものとする。

ロ イの予告の日数は、一日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができるものとする。

(七) 退職時等の証明

イ 事業主は、短時間労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の事由（退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。）について証明書を請求した場合においては、労働基準法の定めるところにより、遅滞なくこれを交付するものとする。

ロ 事業主は、短時間労働者が、(六)の解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合においては、労働基準法の定めるところにより、遅滞なくこれを交付するものとする。

(八) (十) (略)

(六) (同上)

(七) 退職時の証明

事業主は、短時間労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の事由（退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。）について証明書を請求した場合においては、労働基準法の定めるところにより、遅滞なくこれを交付するものとする。

(八) (十) (略)